

一宮監公表第6号
令和4年3月2日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 丹 羽 達
一宮市監査委員 河 村 弘 保
一宮市監査委員 中 村 かずひと

上下水道部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、上下水道部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

上下水道部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、上下水道部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

上下水道部（経営総務課、営業課、計画調整課、上水道整備課、下水道整備課、給排水設備課、管路保全課、施設保全課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討した上で、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

- ア 水道事業・下水道事業（管路の改良や、施設の更新など）が計画的に行われているか。また、計画の見直しや改善は適宜行われているか。
- イ 水道料金、下水道使用料等に関する収入事務及び債権管理は適切に行われているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

水道事業等管理者、上下水道部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和3年12月2日 ～令和4年2月3日
監査事務局による 実地調査	計画調整課	令和3年12月7日
	施設保全課	令和3年12月8日
	管路保全課	令和3年12月9日
	営業課	令和3年12月13日
	経営総務課	令和3年12月14日
	下水道整備課	令和3年12月15日
	上水道整備課	令和3年12月16日
給排水設備課	令和3年12月17日	
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	令和4年2月10日、 同月16日、同月21日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部では是正又は改善が必要である事項（指摘事項（措置を要する事項））が認められたので、速やかに再発防止に向けた取組みの検討及び実施を求める。また、一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適

正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[指 摘 事 項 (措置を要する事項)]

◎ 営業課

(1) 下水道事業受益者負担金の徴収猶予取消に係る事務について

下水道事業受益者負担金(以下「負担金」という。)は、公共下水道が整備された区域内の土地所有者が負担することとなるが、土地の使用状況等により負担金の徴収を猶予する制度があり、一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例で、受益者が所有する農地のうち現に耕作されている土地などについては負担金の徴収を猶予することができると規定されている。

この制度により徴収が猶予されている農地のうち、農地転用の届出の提出なく雑種地に転用され、猶予理由が消滅したことに所管課が気付かないまま5年以上経過し、負担金の徴収権が時効により消滅していたことが、令和2年11月末に当該受益者から農地法第5条に基づく農地転用の届出が提出され判明したものがあつた。

本件判明後、他の徴収猶予地について所管課が調査した結果、同様に無届で農地転用されていた土地が複数あることが判明した。

徴収猶予地の現況変化については、定期的に確認する仕組みがなく、所管課は、負担金徴収猶予取消届など受益者から提出される届出のみにより把握していたが、実際には無届で農地転用される土地もあり、徴収猶予理由の消滅について、積極的に情報収集をする必要がある。

負担金の徴収漏れは重大な問題であるため、法令に基づき適切な措置を講じるとともに、的確に現況確認を行う仕組みを構築し、負担金の適正かつ公平な徴収に努められたい。

[留 意 事 項]

◎ 経営総務課

(1) 契約書の内容確認について

地方公営企業会計アドバイザー業務契約において、契約締結に係る決裁後に契約条項を追加する旨を相手方と合意したが、変更した内容で決裁を採っておらず、決裁権者の承認を得た契約書(案)と実際に取り交わした契

約書の内容が一部異なる状態となっていた。

契約の締結にあたっては内容確認を徹底するとともに、決裁権者に承認を得た書類で締結するよう留意されたい。

◎ 営業課

(1) 契約の適正な事務について

電柱広告契約において、自動更新条項を設け、平成 26 年 5 月の契約以降 7 年以上契約を継続していた。地方自治法第 232 条の 3 で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、複数年契約を交わすことや自動更新条項を設けることはできないものとされている。

法令に基づき、適正な方法により事務処理をされたい。

(2) 滞納整理に係る事務について

水道料金、下水道使用料等については、受付、検針、調定及び収納、滞納整理等の業務を民間委託しているが、滞納整理事務において、適切に行われていないものが以下のとおり検出されたので留意し、万全を期されたい。

ア 水道料金等徴収業務委託契約に係る仕様書で、滞納者の退去が判明してから半年以上所在が不明な場合や滞納者の出国が判明した場合などの事由に該当するときは、必要書類を準備したうえで市に報告することが規定されているが、報告されていなかった。そのため、市は滞納者の実態や調査結果などが把握できていない状態であった。

当該事項に係る報告を行うよう契約の相手方を指導し、市への滞納整理事務の引継ぎを滞りなく行われたい。

イ 同仕様書で、滞納者が窓口において滞納額の 2 分の 1 以上を納入したうえで、残金の納入について納付誓約書を提出したときなどの事由に該当する場合は、給水停止を保留することができるかと規定されているが、該当しないにもかかわらず給水停止を保留した対象者が複数あった。当該事務については、民間委託前から、給水停止執行予定日までに滞納額の全部又は一部が納入された場合のほか、納付誓約書の提出や口頭による納付約束により納付意思を確認できた場合においても執行を取り止める運用をしており、契約の相手方に、口頭での指示により同様の運用をさせているため、

実態と仕様書が乖離した状態となっている。

給水停止執行に係る事務の透明性、公平性を確保するため、給水停止執行中止の基準を明文化したうえで、その基準に基づいた仕様書を作成されたい。

◎ 計画調整課

特になし。

◎ 上水道整備課

(1) 工事写真について

あずら2丁目地内ほか配水管改良工事において、準用している愛知県土木工事標準仕様書等で、工事完了時に提出することが規定されている工事写真については、写真管理基準で、写真の信憑性を考慮し写真編集は認めないと規定されているが、小黒板が加工、編集された写真が提出されていた。

所管課の説明によると、契約の相手方が撮影時に小黒板を被写体と共に写しこむことを失念し、別の工事で撮影された小黒板を加工し当該写真に貼り付けて提出していたとのことであった。

今回検出された事案は悪質なものではないが、工事写真の編集は愛知県写真管理基準に違反していることはもちろん、発注者と受注者の信頼関係を損なうものであり、ひいては公共工事の適正性及び安全性に対する市民の信頼まで損なう恐れがある。

工事写真の撮影及び提出にあたっては、写真管理基準を遵守するよう契約の相手方への指導を徹底するとともに、工事写真の編集の再発防止に取り組み、公共工事の適正性及び安全性の確保に努められたい。

◎ 下水道整備課

特になし。

◎ 給排水設備課

特になし。

◎ 管路保全課

(1) 契約の履行確認について

水道等修繕業務委託契約において、仕様書で、始業時、終業時及び中間に待機当番店から管路保全課の当直者へ電話連絡をし、必要事項を打ち合わせることが規定されているが、電話連絡を3回受けたことが確認できない日があった。

契約に基づく報告は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、履行確認を徹底されたい。

◎ 施設保全課

(1) 契約の適正な事務について

水道G L P 認定契約において、契約書で、当該契約の有効期間は契約成立日から4年間とし、双方から契約解除の意思表示がないときは当該契約が更に4年間更新されることが規定されていた。地方自治法第232条の3で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、複数年契約を交わすことや自動更新条項を設けることはできないものとされている。

法令に基づき、適正な方法により事務処理をされたい。